

津久井やまゆり園事件検証委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 平成 28 年 7 月 26 日に津久井やまゆり園で発生した事件（以下「事件」という。）について、事実関係について把握した上で、県や指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会等が行った対応について専門的な見地から検証し、今後の再発防止策を検討するために、津久井やまゆり園事件検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事件の対応に係る検証及び今後の再発防止策に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成員等)

第 3 条 委員は、5 名をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから 1 名ずつ選任する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法務に関する識見のある者
- (3) 障害福祉施設の事業内容に精通した者
- (4) 施設利用者代表
- (5) 防犯対策に関する識見のある者

3 委員の任期は、選任の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(委員会)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 委員長の任期は、委員としての任期と同じとする。

(委員会の公開)

第 5 条 委員会は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号）第 5 条

第1号及び第2号の規定に該当する事項について所掌するため、原則として非公開とする。

2 前項の規定による事項を所掌しない場合は、委員長が委員会に諮って公開とすることができる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員会は、必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員会の委員及びこれらの会議に出席した者等委員会の関係者は、事件に係る情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月13日から施行する。

津久井やまゆり園事件検証委員会 委員名簿

委員名	役職等	種別	備考
石 渡 和 実	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授	学識経験のある者	
高 橋 温	弁護士	法務に関する識見のある者	
市 川 高 弘	神奈川県知的障害施設団体連合会 会長	障害福祉施設の事業内容に精通した者	
大 矢 武 久	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 副会長	施設利用者代表	
杉 森 和 夫	神奈川防犯連絡会 会長	防犯対策に関する識見のある者	